

傍 聴 要 領

県南東部地域医療構想調整会議

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会場を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。